



topic 1

グリーン住宅ポイント制度のご案内

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る制度です。

ポイントの発行について

令和2年12月15日（閣議決定日）から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築（持家・賃貸）、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象となります。

住宅の新築(持家)

対象住宅	発行ポイント	
	基本の場合	特例の場合*
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	40万Pt/戸	100万Pt/戸
②省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	30万Pt/戸	60万Pt/戸

*特例の場合(以下のいずれかに該当)
 ・東京圏から移住^{※1}するための住宅
 ・多子世帯^{※2}が取得する住宅
 ・三世帯同居仕様である住宅^{※3}
 ・災害リスクが高い区域^{※4}から移住するための住宅

既存住宅の購入(持家)

対象住宅	発行ポイント
①空き家バンク登録住宅	30万Pt/戸 (住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸)
②東京圏から移住 ^{※1} するための住宅	
③災害リスクが高い区域 ^{※4} から移住するための住宅	
④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万Pt/戸

住宅の新築(賃貸)

対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する(賃貸住宅のトップランナー基準に適合) 全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅	10万Pt/戸

住宅のリフォーム(持家・賃貸)

発行ポイント数：1戸あたり上限30万Pt

【上限特例①】若者・子育て世帯^{※5※6}がリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万Ptに引上げ)
【上限特例②】若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ

対象工事等		発行ポイント数
断熱改修	窓・ドア	ガラス 0.2~0.7万Pt/枚 内外窓 1.3~2万Pt/箇所 ドア 2.4, 2.8万Pt/箇所
	外壁、屋根、天井又は床	外壁 5, 10万Pt/戸 屋根・天井 1.6, 3.2万Pt/戸 床 3, 6万Pt/戸
		床 3, 6万Pt/戸
	エコ住宅設備	太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器 2.4万Pt/戸 節水型トイレ 1.6万Pt/台 節湯水栓 0.4万Pt/台
耐震改修		15万Pt/戸
バリアフリー改修	手すり 0.5万Pt/戸	
	段差解消 0.6万Pt/戸	
	廊下幅等拡張 2.8万Pt/戸	
	ホームエレベーター設置 15万Pt/戸	
衝撃緩和畳の設置 1.7万Pt/戸		
リフォーム瑕疵保険等への加入 0.7万Pt/契約		

※既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイントを2倍カウント
 ※上記算定特例を除いた発行ポイント数が5万Pt未満のものはポイントの発行対象外

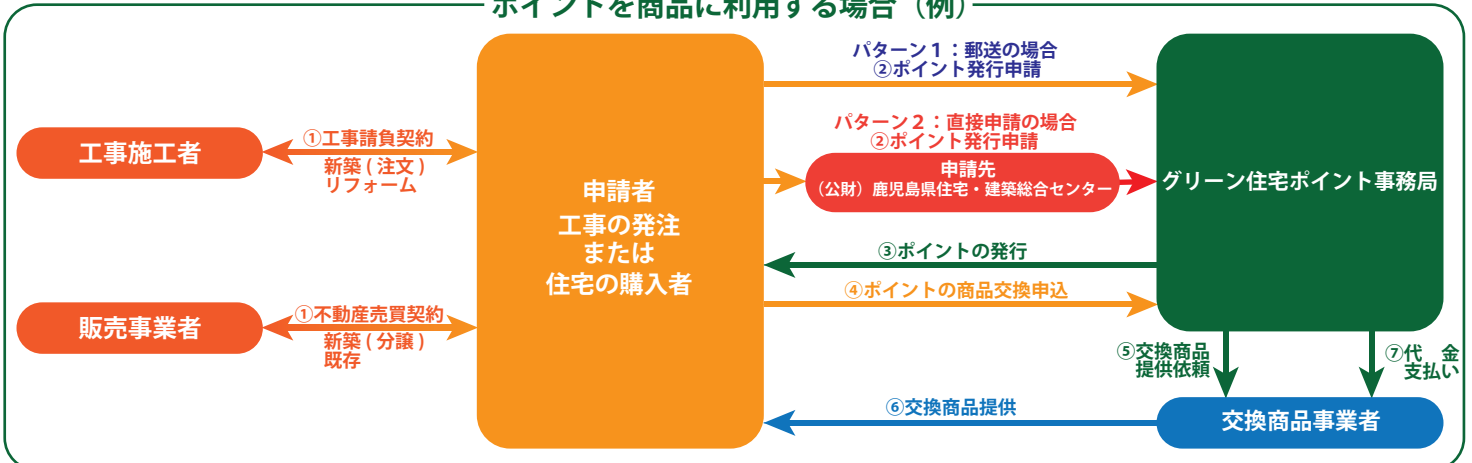
※1 東京圏から移住：一定期間、東京23区内に在住又は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)(条件不利地域を除く)に在住し東京23区内へ通勤している者が行う東京圏(条件不利地域を除く)以外への移住
 ※2 多子世帯：18歳未満の子3人以上を有する世帯 ※3 三世帯同居仕様である住宅：調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅
 ※4 災害リスクが高い区域：土砂法に基づく土砂災害特別警戒区域又は建築基準法に基づく災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)
 ※5 若者世帯：40歳未満の世帯、※6 子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯

ポイントの交換対象商品等

- ・「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」に資する商品
- ・「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事

制度の流れ

ポイントを商品に利用する場合(例)



裏面へつづく



グリーン住宅ポイント制度のYouTube動画

令和3年4月1日から開始される「グリーン住宅ポイント」の制度概要、発行ポイントや手続きについて、YouTubeにてご案内しております。

<https://youtu.be/T33-Jw9KVcw>



で検索

※公開期間：令和3年3月8日から3月末まで

グリーン住宅ポイント対象住宅証明

住宅センターでは、令和3年4月1日から開始される「グリーン住宅ポイント」の対象住宅証明書の発行業務を行います。

問い合わせ先

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター 審査部 住宅審査課

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号 TEL:(099)224-4548 Fax:(099)226-3970

topic 2

建築確認及び適合証明（フラット35） に係る申請図書の手押印廃止のご案内



建築基準法施行規則が改正されたことを受け、令和3年1月1日以降の確認申請等に関する書類について、押印が不要となっております。また、フラット35等適合証明業務に関する申請書類についても、令和3年4月1日以降は、押印が不要となる予定となっております。

今後、当センターへの申請方法について見直しを行い、申請者様にとってよりよい手続きをご案内いたします。

topic 3

令和3年4月1日 建築物省エネ法改正についてのご案内



主な改正点

- ①中規模のオフィスビル等の基準適合義務の対象への追加
(非住宅部分の床面積の合計の下限を2000㎡から300㎡に引き下げ)
- ②戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設

新築時 判定フロー

